

# 年金Q&A

広報よこしば'94.9.1

## 老齢厚生年金と税金が?

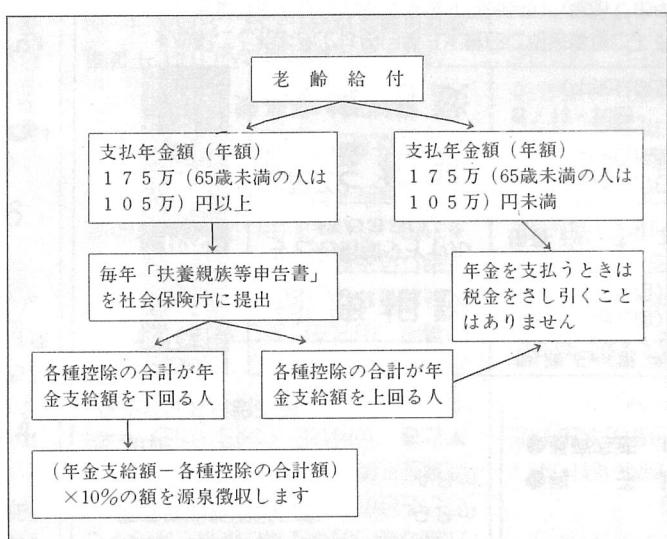
**Q** 今年初めて老齢厚生年金を受けましたが、税金が引かれていました。収入が年金だけの場合は税金がかからないと思っていたのですが?

ちなみに、私の年金額は年間二〇〇万円で、扶養控除等はありません。

**A** 年金のうち老齢年金及び退職年金については所得税法上、雑所得になるため、年金の支払者である社会保険庁は、その年金を支払う際に所得税を源泉徴収することになっています。

しかし、受給者全員から徴収しているわけではありません。図のように年額一七五万円（65歳未満の方は一〇五万円）未満の方や、それ以上でも各種控除額の合計が年金額より多くなる方は徴収されません。

したがって、あなたのようになると年金だけでも年額一七五万円を超える控除するものがなにもなければ税金がかかることがあります。（障害厚生年金や遺族厚生年金には課税されません）



## 年金を受給されている方が亡くなられたらすみやかに届出を!

老齢基礎年金などの年金を受給している方が亡くなられた場合、遺族の方は「国民年金受給権者死亡届」を提出しなければなりません。

年金は、年6回偶数月に前月分と前々月分の2ヶ月分が受給できることになっており、その月がきますと、自動的に金融機関の口座に振り込まれるか、郵便局に送金されます。

したがって、この届出が遅れたり忘れたりすると、受ける権利がなくなっているのに年金が支払われ、過払いとなってしまっています。その払い過ぎた分は遺族の方に返納していただくことになりますので、死亡の届出はすみやかに行ってください。

なお年金は死亡した月の分まで受給できますので、受け取っていない年金がある場合は「国民年金未支給支払書」を提出してください。

詳しいことは、役場年金係（内線247）へお問い合わせ下さい。

### 施設見学会のお知らせ

県では県民の皆さんに県の仕事を理解していただくため、施設見学会を実施します。

お申し込みは、往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、集合場所と「施設見学会参加希望」と明記のうえ、山武地域県民センターへ郵送してください。

▼とき 10月11日(火)

▼見学先 廃棄物情報技術セン

ター、蚕業センター

▼対象者 山武地域にお住まい

の満20歳以上の方

▼申込期限 9月20日(火)

▼参加費 無料(昼食付き)

▼集合場所 横芝町役場、山武

支庁(東金市)、成東町役場

センター(0475-3861)

▼申込・問合せ先 〒233 東金

市東新宿1-1-11山武地域県民セ

ンター(0475-3861)

### 山武地区政治学級開催

この「山武地区政治学級」は有権者の皆さんに選挙への関心を高めていただき、明るい選挙、きれいな選挙を推進するために開催するものです。

▼とき 10月6日(木) 午後1時  
～3時40分

▼場所 成東町中央公民館

▼問合せ先 山武支庁総務課企画係(0475-540222)  
※なお参加を希望される方は、当日会場にて受付します。